資料１

日光線　新鹿沼駅構内
鉄道人身障害事故について

東武鉄道株式会社

東武鉄道　日光線　新鹿沼駅構内　鉄道人身障害事故

1. **事　業　者**　東武鉄道株式会社
2. **事故等種類**　鉄道人身障害事故
3. **発 生 日 時**　令和8年8月20日(木) 10時46分頃　天候：曇り
4. **場　　所**　日光線　新鹿沼駅構内
 （東武動物公園駅起点66k890.5m付近）
5. **列　　車**　東武日光駅発　浅草駅行き
 第1020列車(6両編成)
6. **死 傷 者**　死亡4名（作業員、うち1名は現場代理人）
7. **原　　因**　調査中
8. **概　　要**

当該運転士によると、列車見張員の「列車接近了解合図」を確認し、停車駅である新鹿沼駅に減速しながら進入した。

線路内にいる作業員を認めたが待避を完了していると捉え、減速しながら当該作業員の脇を通過したところ、異音を感知したため、非常停止手配を執った。

その後、作業員4名の死亡が確認された。

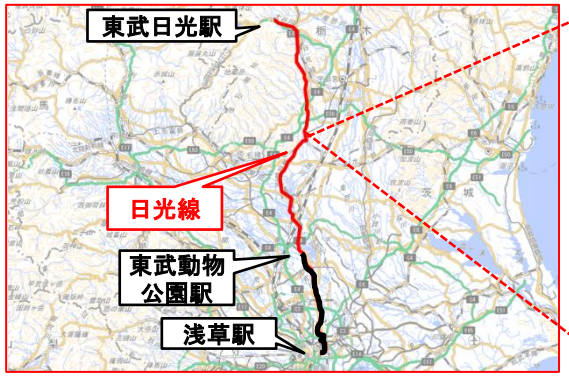
9. **国土交通省等の対応**

・運輸安全委員会は、８月２０日に現地調査のため事故調査官３名を派遣
・関東運輸局は、運輸安全委員会の事故調査支援のため職員２名を派遣
・関東運輸局は、８月２０日に東武鉄道に対し、文書警告を行い、原因究明及び再発防止策の検討を指示

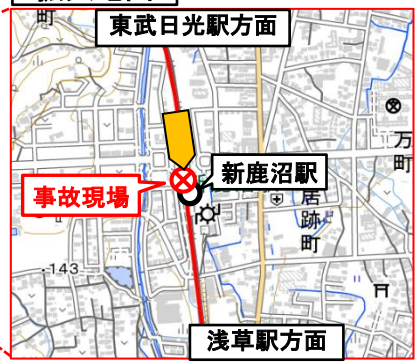
10. **付　　記**

・当該列車　乗客約50名、運転士1名、車掌1名
・当日の作業は除草薬散布作業であった。
・除草薬散布作業の作業員は10名であった。
・当該列車は新鹿沼駅に停車予定であった。

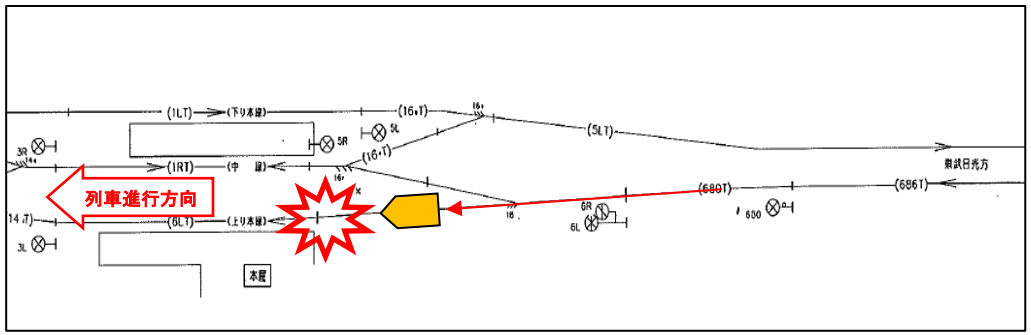
発生現場位置図



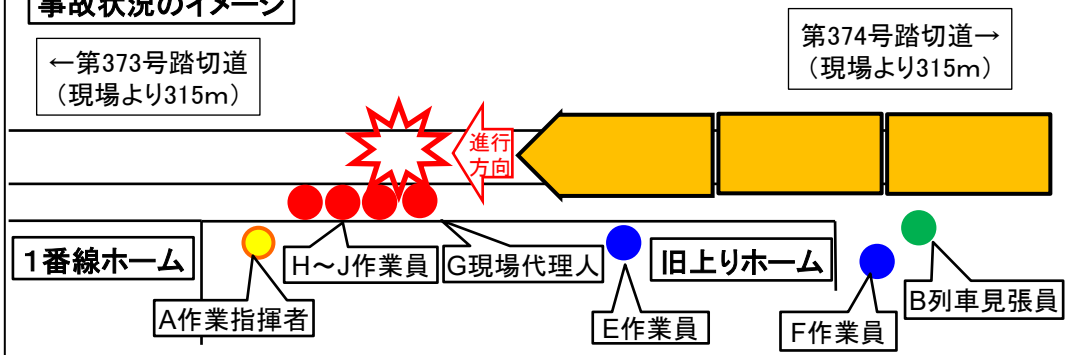
拡大地図



事故現場



事故状況のイメージ



●D中継見張員１名は車で第374号踏切道へ移動後、踏切道付近で待機中
●C中継見張員１名は第373号踏切道付近に配置

列車間合いでの線路内作業実施上の安全措置

列車及び線路近接現場における関係者の安全確保を図るため、**施設関係触車災害防止基準**において、列車間合いで線路内作業を実施する場合の作業指揮者、見張員及び作業員が遵守すべき事項を規定。

東武鉄道施設関係触車災害防止基準における主な規定事項

作業指揮者に係る事項

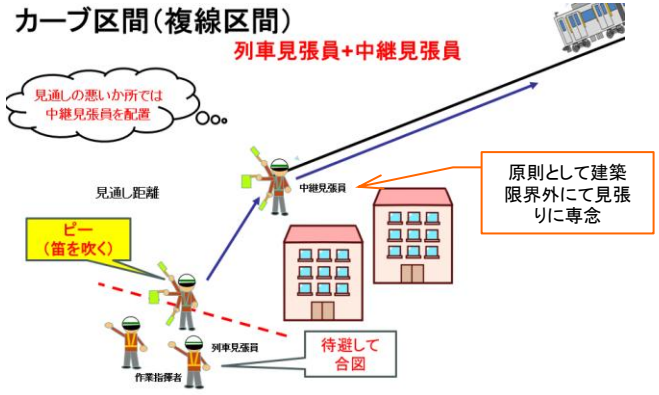
- 管理者は、作業指揮者を現場の作業班毎に指名
- 事務所長は、当日の関係者の作業内容の他、作業指揮者及び見張員を確認
- 作業指揮者は、作業員に対し作業開始前に、以下の事項についてよく理解させる
 - 作業の概要
 - 当日の列車の運行状況
 - 線路敷内の移動経路
 - 見張の要領等（見張場所の指定、見通し不良箇所での中継見張員の指名、見張員の配置等の確認を行った上で、作業開始を指示等）
 - 作業員の待避位置

（中継含む）見張員に係る事項

- 原則として建築限界外にて列車見張に専念
- 列車見張員は、列車の進来を監視し、列車の接近を認めた時は作業指揮者及び作業員が待避できるよう、待避合図を行う
- 作業員等の待避完了後、列車見張員は、列車の乗務員に対して、黄色旗を水平に掲げ列車接近了解合図を出す
- 見張員は、事故発生のおそれのある場合には、列車停止手配をする

待避場所・方法に係る事項

- 工務事務所長は、待避禁止区域を予め指定しておく
- 線路近接現場において関係者は、列車待避禁止が明示されている場所には待避してはならない
- 作業等における移動のため、ホーム下等待避するのが困難な区間を歩行する時は、特に列車の運行状況を確認するとともに必ず列車間合いを確かめて、予め待避方法を考慮して歩行



見通し不良箇所の列車見張員＋中継見張員による見張体制



列車接近了解合図

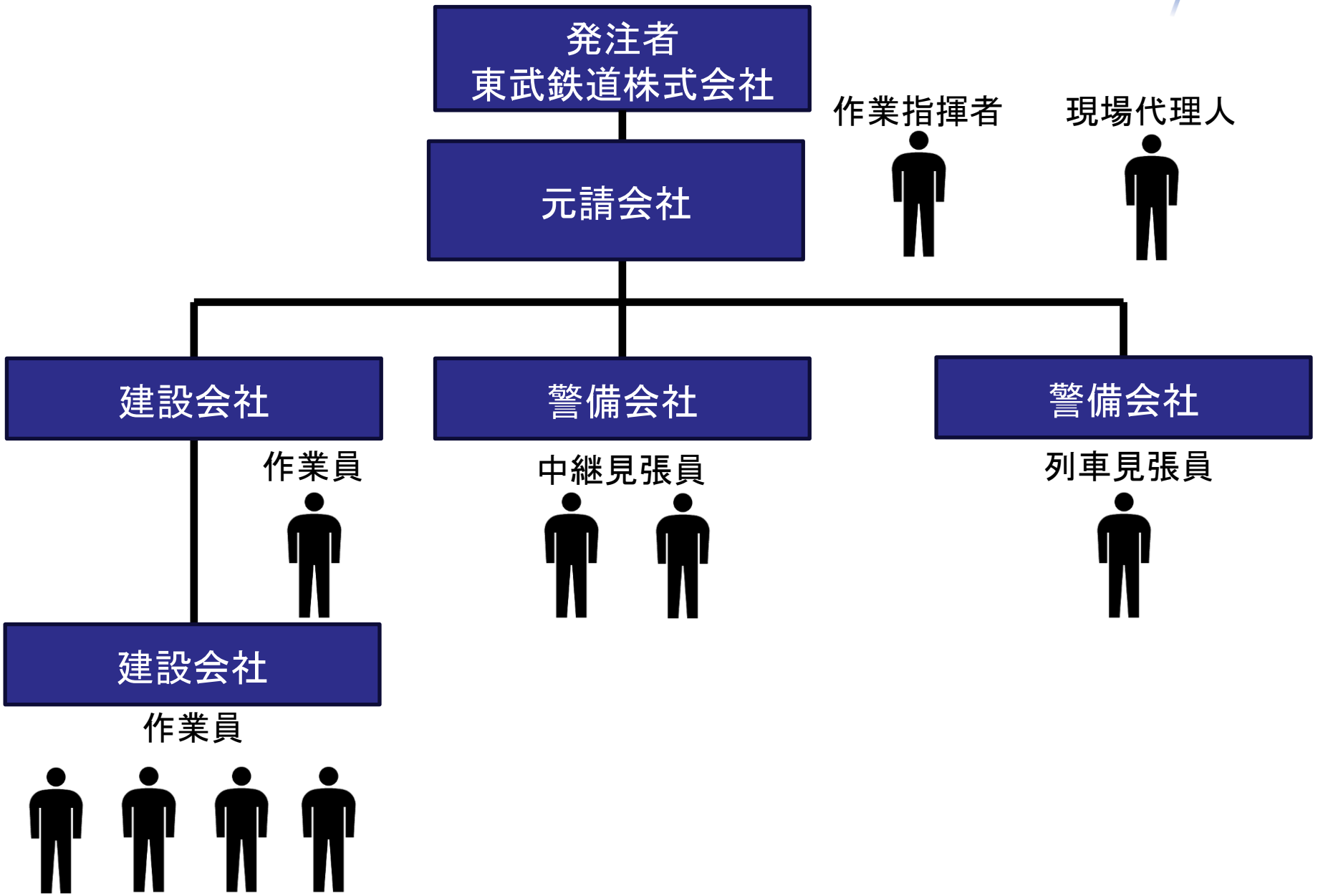


列車停止手配
（大きく振る）



待避禁止区域の明示
（甲標：始終端用【左側が適用区域】）

東武日光線新鹿沼駅構内 鉄道人身障害事故　作業当日の施工体制



東武日光線新鹿沼駅構内 鉄道人身障害事故 事故に至るまでの経緯

事故に至るまでの経緯①

当日朝
・本作業を行う下請会社が、**事前教育を受けていないF、H、I、J作業員を派遣**

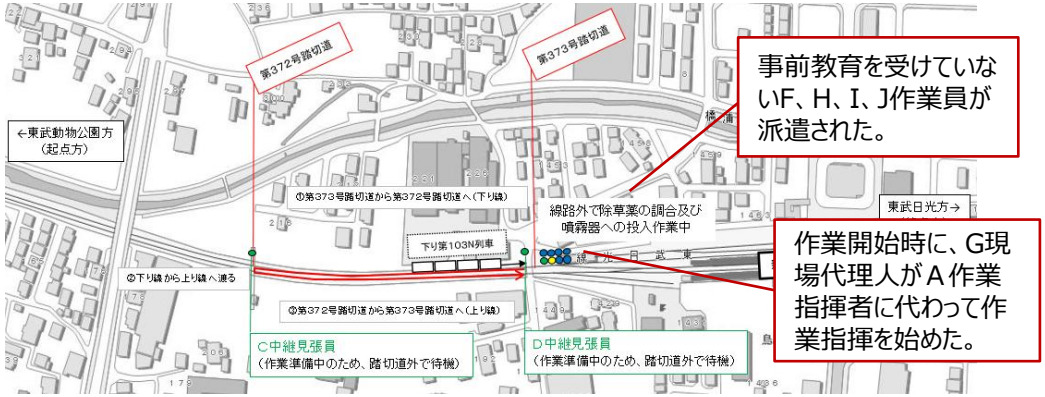
9:00頃
・E、F、H、I、J作業員及びG現場代理人が現場に到着
⇒ G現場代理人は、前日の夜間作業のため当日は非番
・A作業指揮者が、東武鉄道北関東工務事務所との電話点呼を実施
⇒ **G現場代理人の現場入りを報告しなかった**

朝礼
・A作業指揮者が、途中まで作業を行った後、**第373号踏切道付近にて、以降の作業方法等の再打合せ実施を指示**
・C、D中継見張員は、G現場代理人から踏切道に行くよう指示を受けたが、**具体的な見張位置の指示がなかった**

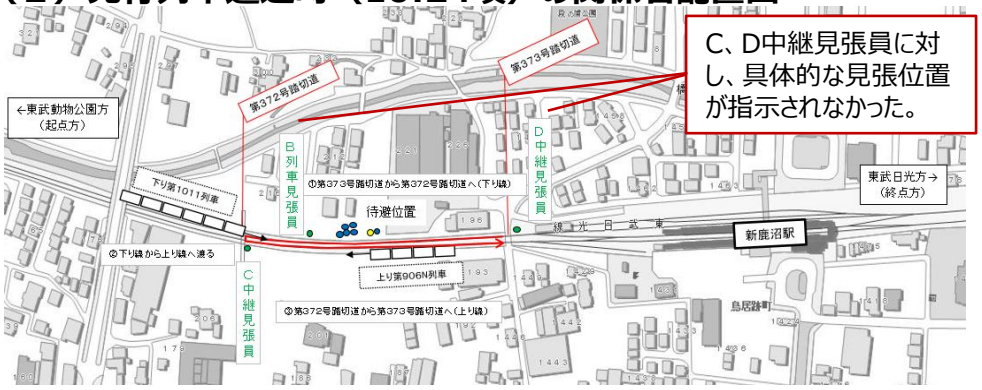
10:15頃
・G現場代理人が、除草薬散布作業開始を指示
⇒ **A作業指揮者は、以降、作業指揮者としての任務をG現場代理人に委ねた**
・G現場代理人が、D中継見張員が第374号踏切道へ移動することを了承
⇒ D中継見張員は到着後に無線機で連絡したが、B列車見張員らの応答はなかった

10:30頃
・**予定していた再打合せを実施せず、G現場代理人や作業員等が第373号踏切道以降の作業を継続**
⇒ 本来実施すべき、**線路内に立入る場合の確認等を実施しなかった**

（1）作業開始時（10:15頃）の関係者配置図



（2）先行列車通過時（10:24頃）の関係者配置図



（3）第373号踏切道到着（10:30頃）以降の関係者配置図



東武日光線新鹿沼駅構内 鉄道人身障害事故 事故に至るまでの経緯

事故に至るまでの経緯②

10:42頃～

・B列車見張員が、G現場代理人に「列車到着3分前」と伝達

・**G現場代理人の指示で、B列車見張員を先頭に、線路内に除草作業として立入り、上り本線ホーム下を下り方へ進んだ**

⇒ **B列車見張員は、意見を述べると怒られると思ったため、何も言わなかった**

⇒ **F作業員は、余計な事を言うと揉め事になると思い、発言を遠慮した**

⇒ 上り本線ホーム下は、**待避禁止区域には指定されていなかった**

⇒ **中継見張員の配置を確認していない。**

・B列車見張員は、D中継見張員に列車進来を確認し、D中継見張員から踏切鳴動の報告を聞く

・B列車見張員は、自身が待避するとともに、作業員等に待避合図を行い、E、F作業員が旧上りホーム上へ待避

・**A作業指揮者は、待避合図は聞こえなかった**が、列車の接近を視認し、旧上りホーム上へ待避

10:46頃

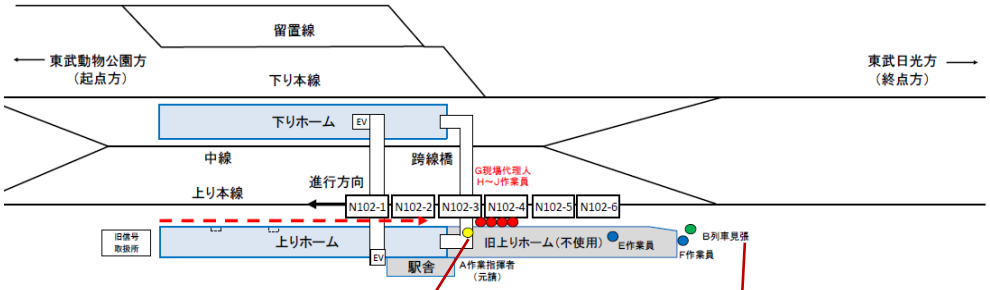
・G現場代理人及びH、I、J作業員は、旧上りホームに背を向け寄りかかるように静止していたため、列車と触車

⇒ **B列車見張員は、**自身が待避した後、**列車停止手配を実施しなかった**

（４）新鹿沼駅ホーム下進入時（10:42頃）の関係者配置図



（５）第1020列車進入時（10:46頃）の関係者配置図



東武日光線新鹿沼駅構内　鉄道人身障害事故　中間報告書の概要

認められた事実

規程類（安全管理規程・施設関係触車災害防止基準）の規定内容の不履行

1. 一部の作業員が**事前教育を受けずに作業に従事した**
2. **作業指揮者がその任務を現場代理人に委ね、現場代理人が作業指揮した**
3. 作業指揮者が見張員の見張位置を指定していなかった
4. 作業指揮者が当初予定していた新鹿沼駅付近での再打合せを実施しないまま、作業を継続した（見張員の配置等の確認を行わず、作業を継続）
5. 作業指揮者が作業員の待避位置を指定していなかった
6. 列車見張員が**列車見張に専念していなかった**
7. **列車見張員が、**他の作業員の待避完了確認や**列車停止手配を実施しなかった**

現場で安全に関する意見や疑問を相互に確認・共有できる環境が整えられていなかった

1. 作業指揮者は、**上司・経験豊富な現場代理人に、作業指揮者としての任務を委ねた**
2. 列車見張員は、**列車到着３分前での線路内の移動に違和感**があったが、**意見を述べると怒られると思い、何も言わなかった**
3. 一部の作業員も、**揉め事を懸念し発言を遠慮した**

規程類の不履行時における安全確保対策の強化余地

規程類不履行時において、**待避禁止区域の設定等安全確保対策の強化余地**が確認された

主な再発防止策

教育・安全確認の徹底

- 関係者・協力会社への**触車災害防止教育**を実施（継続中）
- 点呼時に、**作業開始前の遵守事項を相互復唱し、東武鉄道社員が理解確認**（R8.9.2～）

作業時の指揮・見張体制・意思疎通の強化

- **パトロールで作業指揮状況を確認**（R8.10月～）
- **作業指揮者変更時の東武鉄道への連絡を周知**（R8.10月～）
- 列車見張員に**列車停止手配の訓練を強化**（R8.10月～）
- **作業指揮者**(R8.10月～)**、作業員**(R8年度末)**の無線機等の携行を規程化**

安全確保対策の強化

- 新鹿沼駅構内の上り本線及び中線を**待避禁止区域に指定**（R8.8.24）
- 他駅等の**待避困難箇所も待避禁止区域に指定**し、**区域明示の視認性を向上**（R8.10月～）（R8年度末）
- **列車接近警報装置の導入拡大**（R8年度末までに整備計画策定後、順次配備）

第三者による委員会の設置

- **現場での風通しの悪さの改善**、**規程類遵守に関する問題の検証**、**規程不履行時における安全確保対策の強化**を図るため、**各種原因について背後要因含め幅広く深掘りし検討**するとともに、**グループ会社を含む内部統制の観点からも必要な対策を検討**する。
- **検討結果や運輸安全委員会の事故調査報告書を踏まえ**て、東武鉄道等において、**速やかに更なる再発防止策を講じる**。